



政治のホンマを伝えるチラシ

明石市議会議員 中西レオの活動報告

# 月刊レオナンデス通信

[www.nakanishireo.com/](http://www.nakanishireo.com/) 平成26年1~3月号 発行:中西レオ応援団

## 1食+10円で リフト付ける案

### 中学校給食 教委は手運び方針



明石市の中学校給食は、平成27年秋から3校（大蔵、高丘、魚住）で先行実施し、その後全校で実施の予定です。現在、小学校では給食を上階へ運搬するリフトが設置されており、当然中学校でも設置されると見込まれています。しかし、給食実施の課題を検討する学校関係者の会議において市教委はリフトを設置しない方針であることを打ち出しました。

#### 市が出さないなら

弁当が給食になることで、配膳に時間がかかり、食事や昼休みの時間が短くなるという課題があります。また、生徒数の多い学校では100人もの給食当番が一度に配膳室に押し寄せることで混雑が予想されます。これらを緩和するためにもリフトで各階ごとの移動だけにすることが必要です。

#### 時短＆混雑回避の方法

全校にリフトを配備するには約3億円が必要ですが、それを捻出できないようです。これについては、保護者が納得されるのであれば、現在いいただいていい光熱費の一部を給食費に上乗せして徴収する方法はどうでしょう。明石

市は食材費のみを保護者負担としていますが、神戸市では一食12円を光熱費等として徴収しています。一食10円を上乗せできればリフト設置費を捻出できます（8千人の生徒×20年分）。

中学校給食の実施は喜ばしいことですが、画竜点睛を欠くことがないようにしなければいけません。

明石市と弁護士では被害者支援の役割りが違います。今回の制度は行政の役割りを逸脱したものであり、内容の不十分さ、代替案があるなどの理由から修正案を提出了した。修正案に賛成したのは中西・新田・木下・千住で、それ以外の議員は市の案に賛成でした。

#### 1. 明石市が加害者に取り立てる

「損害賠償権の行使が被害者の心情に沿っている」との答弁もありましたが、被害者の代わりに請求することは市役所の役割りではありません。

#### 2. 加害者の状況で制度が適用できないことも出てくる

通り魔事件など加害者が不明の場合や、心神喪失などの理由で損害賠償を求められない場合などは制度を適用できません。

#### 3. 現行制度の拡充で代替できる

既に30万円までの支援金、50万円までの貸付金制度があります。これを拡充することで生活支援をすべきでしょう。行政の答弁は「市民の理解を得られない」でした。どちらが理解を得られるでしょうか。立替支援金が全国初といふことは、どの自治体も導入しない理由があるのです。

12月議会で犯罪被害者支援条例が改正されました。支援の充実を図ることには賛同しますが、「立替支援金」という全国初の制度に問題があります。これは、被害者が加害者に対して持つ損害賠償の権利（確定）を明石市が実質買い取るもので。（上限300万円）